

第4章 分野別施策の基本方針

1 生活支援

動向と課題

障がい者の数は本市においても年々増えており、さらに障がいの重度化、重複化が進んでいます。

また、住み慣れた地域で自立した在宅生活を送りたいと考える傾向が強まっています。

平成15年度からは、利用者本位の考え方に立ったサービスを提供するため、支援費制度が施行され、サービス提供のしくみが「措置」から利用者の「選択・契約・利用」へ転換され、障がい者の自己決定が尊重されることとなりました。

障がい者が地域で自らの意思により、自分らしい生活を継続しながら、社会の一員として生きがいを持って暮らせるよう、相談・支援体制や福祉サービスの提供をいっそう充実させる必要があります。

施策の方向

障がい者が地域で自分らしい生活を送ることができるよう、一人ひとりの多様なニーズに対応する生活支援サービスの一層の充実に努め、介護者の負担を軽減し、地域社会全体で障がい者の生活を総合的に支援する体制の整備を進めます。

障がい者が地域で自立した生活ができるよう、施設の整備を進めます。

(1) 相談支援体制の整備

障がい者が身近なところで気軽に相談し、情報を入手できる体制を整備します。

相談窓口などの充実

- ・手話通訳者の配置など、障がい者をはじめ、誰にもやさしい市役所総合窓口の充実に努めます。
- ・身体障害者相談員、知的障害者相談員や民生委員児童委員など、障がい者やその家族が身近に相談ができるように、情報提供などを進めます。

ケアマネジメント拠点の整備

- ・障がい者の個々のニーズや障がいの特性に応じ、サービス内容の調整などを行うケアマネジメント機能を有する総合窓口機能の設置を検討します。

サービス事業者のネットワーク構築

- ・サービス提供者のネットワーク化を進め、サービスを迅速に調整できる体制を構築します。

(2) 社会参加の促進

障がい者が生きがいをもって生活できるよう、社会参加の機会を充実させるとともに、環境の整備に努めます。

社会参加の促進

- ・障がい者の社会参加を促進するため、障がい者団体などと連携し、情報提供を進めるなど機会の拡充に努めます。
- ・地域で行われる様々な行事に障がい者が参加するなど、交流の機会の充実に努めます。
- ・障がい者が主体的に活動を行うことに対する支援を促進します。

スポーツ・文化活動の振興、生涯学習機会の充実

- ・障がい者の健康増進のため、スポーツ活動の機会の充実に努めます。
- ・障がい者の生きがいづくりとなる芸術文化活動を促進するとともに、障がい者の生活の質を高める生涯学習の機会の充実に努めます。

(3) 在宅サービスの充実

障がい者が自宅や地域で安心して生活できるよう、個々のニーズや障がいの特性、ライフステージなどに応じた在宅サービスの充実に努めます。

居宅介護（ホームヘルプサービス）

- ・障がい者がニーズに応じたホームヘルプサービスを利用できるよう、サービスの量的充実に努めます。

デイサービス

- ・障がい者が創作活動、機能訓練、生活訓練などを行い、自立の促進、身体機能の向上を進める、デイサービスの充実に努めます。

短期入所（ショートステイ）

- ・障がい者を介護している方が、一時的に介護できない場合に、短期に入所施設を利用するサービスを充実し、在宅生活を進めます。

グループホーム

- ・障がい者が地域で自立した生活を送ることが可能になるよう、グループホームのサービスの充実を図ります。

外出・移動の支援

- ・障がい者の外出を支援するため、ガイドヘルプサービスなどの充実を図ります。

(4) 施設サービスの充実

障がい者が必要に応じて施設を活用し、いきいきとした生活を送ることができる拠点として、施設サービスの充実を図ります。

入所サービス

- ・地域で生活を行うことを基本にしつつ、自宅で介護を受けることが難しく、また在宅福祉サービスを利用しても自宅での生活が困難な人に対する生活の場としての施設サービスの充実を図ります。

通所施設サービス・共同作業所

- ・障がい者が、日中活動を行う場としての通所施設や共同作業所の充実に努めます。

(5) 権利擁護の推進

判断能力が十分でない障がい者に対する地域福祉権利擁護事業、成年後見人制度などの周知に努め、利用の促進を図ります。

地域福祉権利擁護事業の周知と普及

- ・判断能力が十分でない障がい者が、地域で自立して活動ができるように、地域福祉権利擁護事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

成年後見制度の周知

- ・知的障がい、精神障がいなどのある方を保護し支援するための成年後見人制度の周知を進めます。

(6) 人材の育成と確保

福祉サービスの多くは人材に支えられていることから、障がい者の社会参加を進めるため、必要な手話通訳者、ガイドヘルパーやボランティアなど、障がい者の自立を支援するための人材育成と確保を図ります。

習得機会の充実と確保

- ・手話講習会の開催など、福祉についての知識や技術の習得機会の充実を図り、必要な人材の育成に努めます。

ボランティアの育成

- ・ボランティアにかかわる人材の発掘と、育成・養成に努めます。

2 保健・医療

動向と課題

障がいの発生原因は、遺伝子的要因や母体内の要因、出産の前後に原因のある先天的なもの、生まれてからの人生のライフステージにおいての疾病や事故による後天的なものがあります。

障がいの早期発見、早期治療は障がいの重度化を防ぐために、必要なことであり、定期的な健康診査が重要です。

また、生活習慣病などを原因とする障がいが増えるとともに、障がいの重度化・重複化も進んでおります。

障がいの原因となる疾病などの予防のため、日頃からの健康づくりの大切さが提唱されています。

心の病を持つ人も増えており、適切な対応が求められています。

施策の方向

障がいの原因となる疾病の早期発見のため、妊産婦・乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導などの充実を図ります。

健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の見直しなどを通じて、障がいの原因となる疾病を予防するため、各種健康診査や相談体制とともに、適切な医療、リハビリテーションの充実を図ります。

(1) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見体制の充実を図り、早期治療につなげます。

障がいの原因となる疾病などの予防と早期発見

- ・ 妊産婦及び乳幼児に関する健康教育、健康指導、健康診査などの実施について「いわみざわ次世代育成行動計画」などに基づき各種施策を推進します。
- ・ 疾病の早期発見や治療に加え、障がいの原因となる生活習慣病の予防や健康づくりを推進します。
- ・ 幅広い年代で、日頃からの健康づくりに対する意識を高めるため、各種啓発活動や情報提供に努めます。

(2) 適切な保健・医療の提供

心身の健康づくりのために必要な保健事業の実施、医学的リハビリテーションの充実を図ります。

医療・リハビリテーションの提供

- ・障がいを軽減し、自立を促進する医療・リハビリテーションの充実を図ります。

適切な保健サービス

- ・健康保持・増進に関する保健サービスについて、福祉サービスと連携を図りながら実施します。

精神障がい施策の充実

- ・保健所など関係機関と連携を図り、正しい知識の普及や広報活動を実施します。
- ・保健所と連携し、精神障がい者や家族に対する相談などの支援を行います。
- ・精神障がい者の地域生活を支援するため、在宅福祉サービスの充実に努めます。

3 教育・育成

動向と課題

乳幼児の発育や発達の遅れを早期に発見するとともに、発達の遅れや障がいが確認された子どもに対する必要な療育や相談などを早期に行う体制の充実が必要とされています。

障がいのある児童生徒の教育については、障がいの種類や程度に応じ特別の場での指導を行う教育から、学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など、軽度の発達障がいを含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握した適切な教育的支援を行うことが求められています。

施策の方向

発達の遅れのある子どもや障がい認められる子どもに対する早期の相談・指導を行い、一人ひとりの障がいに応じたきめ細かな教育を行うよう、乳幼児期から学校卒業までの一貫した計画的な療育・教育環境の整備を進めます。

（１）障がい児保育・療育の充実

障がいのある子供を早期に発見し、日常生活や教育相談を行うとともに、障がい児の保育・療育に必要な環境の充実を図ります。

早期療育の充実

- ・ 発達の遅れや発育の遅れを早期に発見するため、乳幼児健診の一層の充実に努めます。
- ・ 指導が必要な子どもに対して、相談や訪問指導を行います。

子どもの発達相談の充実

- ・ 発達相談を受けることができる体制の一層の充実に努めます。

障がい児療育のための専門職研修の充実

- ・ 保育士など療育指導にかかわる職員の研修などを通じた資質の向上に努めます。

障がい児保育の充実

- ・ 障がいのある乳幼児のよりよい成長発達のため、障がい児保育の充実に努めます。

(2) 学校教育の充実

障がいのある幼児児童生徒の発達段階に応じ、関係機関が適切な役割分担の下に就学を支援するとともに、受け入れ体制の整備、充実に努めます。

ことばの教室の充実

- ・ことばに障がいや問題をもつ子どもの状況をとらえ、柔軟な指導を進めます。

学校での指導の充実

- ・障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行います。

障がいの特性に配慮した教育の実施

- ・障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、療育機関、医療機関などとの連携を図り、個別の支援計画を策定し、効果的な支援を行います。
- ・学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症などの理解を深めるとともに教育的支援を要する児童生徒への支援に努めます。

障がい児学級への通学の支援

- ・障がい児学級へ通学する児童生徒の交通費を助成します。

学校施設・設備の充実

- ・障がいのある児童生徒の実態にあわせ、学校施設や設備の充実に努めます。

交流教育の推進

- ・障害のある児童生徒とない児童生徒が、ともに学びあい、ともに育ちあい、ともに伸びあう教育活動を進め、相互理解の促進に努めます。

4 就労支援

動向と課題

障がい者の自立と社会参加のためには、障がい者が、その適性と能力に応じて雇用の場に就くことが重要です。

しかし、経済情勢などから、障がい者が就労機会を得ることが難しい状況が続いています。

障がい者の就労の機会を広げるため、雇用主などへの啓発や障がい者の職業能力の育成、授産施設などの福祉的就労の場の確保などが求められています。

施策の方向

障がい者の雇用機会の拡大のため、関連機関と連携し、雇用への理解を深め、障がい者の雇用の促進に努めます。

(1) 雇用機会の拡大

障がい者の自立のためには職業を通じての社会参加が基本で、障がいのある人がその適正と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるように関係機関と連携のうえ雇用機会の拡大に努めます。

能力や特性に応じた職域の拡大

- ・ 障がい者の雇用拡大のため、関係機関、事業所と連携を図り啓発活動に努めます。
- ・ 障がい者の雇用に関する各種助成制度、税制上の優遇制度の周知に努め雇用の促進を図ります。

障がい者の働きやすい多様な雇用・就業形態の促進

- ・ 関係機関と連携を図り、短時間雇用、在宅就労など障がい者が働く機会の増大につながる環境づくりを促進します。

情報通信技術（IT）を活用した雇用の促進

- ・ 障がい者の就労機会の拡大を図るため、IT機器などの操作を習得するための職業訓練を促進します。

障がい者の起業や創業の支援

- ・ 社会に活力をもたらす起業をめざす人に対して情報を提供します。

(2) 福祉的就労の場の確保

通所授産施設、共同作業所など、障がい者の自立にむけた福祉的就労の場を確保し、就労や社会参加活動の機会の充実に努めます。

授産施設、共同作業所などの充実

- ・ 一般の企業での就労が困難な障がい者のため、多様な福祉的就労の場の確保に努めます。
- ・ 授産施設などで作られる製品の販売促進のため、販路拡大の支援に努めます。

5 啓発・広報

動向と課題

障がいの有無にかかわらず、市民がお互いに理解しあい支え合う社会を築き上げるためには、障がい者に関する施策を実施するとともに、障がい者に対する十分な理解を深めることが必要です。

地域社会において、障がいのある人とない人が共生できるように、啓発活動や福祉教育、ボランティア活動などを通じた地域づくりが求められています。

施策の方向

障がいの有無にかかわらず、市民がお互いに理解しあい支え合う社会を実現するため、ノーマライゼーションの普及を図るとともに、障がい及び障がい者に対する市民の理解を深めるため、幅広い啓発・広報活動を推進します。

(1) 啓発活動の推進

障がいのある人への理解を深めるため、関係団体と協力しながら、各種イベントの開催や広報活動に努めます。

啓発活動やイベントなどの促進

- ・障がいのある人への理解を深め、差別や偏見など、心の障壁(バリア)を取り除くための各種の啓発活動やイベントなどを促進します。

町会などの地域組織活動の促進

- ・町会などの地域組織などが取り組む福祉活動を促進し、ノーマライゼーションの理念について、地域への啓発を図ります。

各種広報媒体による情報提供

- ・各種の広報媒体などを通じ、障がい及び障がい者に対する理解の普及に努めます。

(2) 心のバリアフリーの促進

障がいや障がい者に対する理解を深めたり、障がいのある人とない人が交流できる機会の拡大に努めます。

福祉教育の推進

- ・障がいや障がい者に対する理解を深め行動ができるように、体験を通じて考えたり学習を行う機会の充実に努めます。

交流の拡大

- ・幅広い年代で、障がいのある人とない人が、自然に交流できる機会の拡大に努めます。

(3) 地域活動の推進

障がい者が、自ら地域での活動を促進するとともに、障がい者の自立生活を支えるボランティア活動の充実に図ります。また、障がいのある人とない人の交流の機会の拡大を図ります。

障がい者の地域活動への参加促進

- ・障がい者が地域で役割を担い、生きがいを持って暮らせるように、地域活動などへの参加を促進します。

ボランティア活動の推進

- ・関係団体などと連携し、ボランティア情報の充実に図ります。
- ・誰もが気軽にボランティア活動に参加できる環境の整備に努めます。
- ・地域での自主的な福祉活動などを促進します。

ボランティアの育成（再掲）

- ・ボランティアにかかわる人材の発掘と、育成・養成に努めます。

交流の拡大（再掲）

- ・幅広い年代で、障がいのある人とない人が、自然に交流できる機会の拡大に努めます。

6 生活環境

動向と課題

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や「北海道福祉のまちづくり条例」などが定められ、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた生活環境づくりが求められています。

障がい者の自立や社会参加を促進するためにも、障がい者の行動を阻害する環境を改善するとともに、障がい者の生活上の利便性や安全性に配慮した住まいづくり、まちづくりが必要です。

施策の方向

障がいのある人も利用しやすい公共施設の整備を進めるとともに、だれもが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した住まいづくり・まちづくりに取り組みます。

（１）住まい・まちづくりの推進

障がい者が地域で生活するための基盤となる住宅や建築物について、バリアフリー化を促進します。

建築物のバリアフリー化

- ・関係各法に基づき、建築物のバリアフリー化を促進します。
- ・公共建築物へのスロープや多目的トイレの設置を推進します。
- ・障がい者が快適な在宅生活を営むことができるよう、手すりやスロープなど、必要な用具の住宅への普及を促進します。

住みやすい市営住宅の整備

- ・市営住宅などの整備の際には、ユニバーサルデザインに配慮します。

民間賃貸住宅などへの啓発

- ・ユニバーサルデザインの普及についての啓発に努めます。

(2) 移動・交通のバリアフリーなどの促進

障がい者の社会参加を支援するため、移動手段のバリアフリー化を促進するなど、安心して外出できる環境づくりに努めます。

交通機関のバリアフリー

- ・公共交通機関のバリアフリー化を促進するなど、障がい者が安心して移動できる手段の確保に努めます。
- ・各種公共交通機関の利用料金の助成制度や割引制度などの周知に努めます。
- ・障がい特性に応じた自動車の改造や、運転免許の取得の支援に努めます。

歩行空間のバリアフリー

- ・安全で円滑な移動ができるよう、歩道などのバリアフリー化を促進します。
- ・移動の妨げとなる路上放置物などを排除するため、啓発活動を強化します。
- ・積雪期における歩道などの除排雪の充実に努めます。

(3) 防災・防犯対策の推進

すべての人が地域で安心して暮らせるよう、平時から防災・防犯対策を推進するとともに、災害などの発生時における障がい者など災害時要援護者への対応についての取組みを進めます。

災害対策

- ・障がい者を災害から守るため、平時における防災意識と、災害時に障がい者を地域社会全体で支援するための市民意識の向上に向けた啓発活動に努めます。

防犯対策

- ・障がい者を犯罪から守るため、関係機関や地域の連携を強化し、防犯体制の充実に努めます。

7 情報・コミュニケーション

動向と課題

近年、情報通信技術（IT）の進展により、障がい者の情報収集や意思の伝達手段の選択肢が増えるとともに情報へのアクセスが容易になってきています。情報を収集・発信することは、障がい者の自立と社会参加において重要なことから、環境の整備が重要な課題となっています。

また、視覚や聴覚などの障がいのある人の情報格差を解消するため、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の整備や情報提供の充実が求められています。

施策の方向

障がいのある人が多様な情報を容易に入手することができる環境を整備するとともに、必要な情報を主体的に選択し、情報発信ができるようコミュニケーション手段の多様化に努めます。

（1）情報バリアフリーの促進

障がい者が必要な情報や新たな情報に容易にアクセスできるよう情報伝達の方法を研究します。

情報提供の充実

- ・情報の充実を図るとともに、障がい特性に応じた情報提供の方法を研究します。
- ・点字図書や録音テープなど、情報提供体制の充実に努めます。

高度情報化への対応

- ・情報通信技術（IT）の普及を促進し、情報の発信及び収集の機会の拡大に努めます。

(2) コミュニケーションの促進

障がい者が必要な情報を入手でき、また、日常のコミュニケーションが円滑に確保されるよう、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の研究や人材の育成に努めます。

コミュニケーション手段の充実

- ・ 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を研究し、コミュニケーションの円滑化を促進します。
- ・ 障がい者のコミュニケーション手段の習得を促進します。

コミュニケーションに関わる人材の育成

- ・ 手話通訳者、点訳奉仕員、朗読奉仕員など、人材の育成や技術の向上を促進します。